

鹿 児 島 県 公 報

平成27年12月25日（金）第3174号の3



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則（※）（税務課取扱い） 1
- 鹿児島県税条例施行規則及び鹿児島県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則（※）（税務課取扱い） 3
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則（※）（情報政策課取扱い） 12

規 則

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第41号

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県税条例施行規則（昭和38年鹿児島県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別記第172号様式を次のように改める。

第172号様式（第52条関係）

年度 狩猟税申告書

鹿児島県

長 殿

年 月 日

狩猟者登録日		年 月 日	狩猟者登録番号	第	号
住 所	電 話 番 号				
ふりがな	職 業				
氏 名	印	生 年 月 日	明・大・昭・平	年	月 日
狩猟免許の種類（狩猟者の登録を受ける免許を○で囲む。） *狩猟税申告書は1登録ごとに1枚提出してください。					
第一種銃猟免許 ・ 網猟免許 ・ わな猟免許 ・ 第二種銃猟免許					
右のいずれかに該当する場合は、該当する番号を○で囲む。	1 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員である。		課税免除		
	2 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である。		* 左記1又は2に該当する場合は、以下の欄の記入は不要です。		
(上記1及び2に該当しない者で)		特例税率（下欄④）			
3 登録の申請前1年以内に鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受け、許可捕獲等を行った者である。		4 登録の申請前1年以内に鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者の従事者として捕獲等に従事した者である。			
税率区分及び登録する区域（該当する金額を○で囲む。）		① 県 全 域	② 放鳥獣猟区域のみ	③ 県全域（②区域の登録を受けている者）	④ 許可捕獲者（上記3又は4に該当する者）
1号	第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、「2号の欄」に掲げる者以外のもの	16,500 円	4,100 円	12,300 円	8,200 円
※ 2号	第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付することを要しないもののうち以下の市町村長の証明がある者	11,000	2,700	8,200	5,500
3号	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、「4号の欄」に掲げる者以外のもの	8,200	2,000	6,100	4,100
※ 4号	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付することを要しないもののうち以下の市町村長の証明がある者	5,500	1,300	4,100	2,700
5号	第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	5,500	1,300	4,100	2,700
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 証紙を貼る場所 </div>		申告書提出場所		* 上記と違う場合は二重線で消して訂正してください。	
注 証紙は、鹿児島県の狩猟税証紙を貼ってください。なお、証紙は消印しないでください。					

注1 この申告書は、狩猟者の登録を申請する際に、狩猟者登録申請書と同時に提出してください。

2 申告書は、太線枠の中だけ記入してください。

3 第一種銃猟免許、網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者のうち、2号税率又は4号税率（※のある税率区分）の適用を受ける方は、市町村長の証明が必要です。

市 町 村 長 の 証 明	
（証明する市町村で該当する番号を○で囲んでください。）	上記の者は、鹿児島県税条例第145条第1項第2号又は第4号に規定する次のいずれかに該当する者であることを証明します。 1 当該年度の道府県民税又は都民税の所得割額の納付を要しない者で控除対象配偶者又は扶養親族以外のもの 2 当該年度の道府県民税又は都民税の所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者 3 当該年度の道府県民税又は都民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族で、農業、水産業又は林業に従事しているもの
年 月 日	市町村長 印

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県税条例施行規則別記第172号様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第18号様式（第13条関係）

相続人代表者指定（変更）届出書																					
鹿児島県	年 月 日																				
長 殿																					
相続人代表者 住（居）所 （所在地） 氏 名 （名 称）																					
印																					
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">個人番号又は法人番号（右詰で記載）</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td> </tr> </table>		個人番号又は法人番号（右詰で記載）																			
個人番号又は法人番号（右詰で記載）																					
次のおり相続人の代表者を指定（変更）しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。																					

被相続人	死 亡 時 住（居）所					
	氏 名		死 亡 年月日		年 月 日	
相 続 人 代 表 者 以 外	氏 名（名 称）		印	住（居）所 〔事務所・事業 所の所在地〕	被相続 人との 続柄	相続分
	代 表 者					
	代 表 者	個人番号又は法人番号（右詰で記載）				
	代 表 者	個人番号又は法人番号（右詰で記載）				
	代 表 者	個人番号又は法人番号（右詰で記載）				
	代 表 者	個人番号又は法人番号（右詰で記載）				
	代 表 者	個人番号又は法人番号（右詰で記載）				
	代 表 者	個人番号又は法人番号（右詰で記載）				
	代 表 者	個人番号又は法人番号（右詰で記載）				
	代 表 者	個人番号又は法人番号（右詰で記載）				
	代 表 者	個人番号又は法人番号（右詰で記載）				
	代 表 者	個人番号又は法人番号（右詰で記載）				
備 考						

注 相続人欄は、それぞれの相続人が署名押印又は記名押印してください。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記第53号様式中 「申出者 住所 を
氏名 印」

「申出者
住（居）所
（所在地）
氏 名 印 に改める。
（名 称）」

個人番号又は法人番号（右詰で記載）									

別記第53号様式の2の2中

支払月	区 分	特定配当等の種類	支払金額	税 額
年 月分	更正の請求前	上場株式等の配当等	円	円
		公募証券投資信託等の収益の分配に係る配当等		
		特定投資法人の投資口の配当等		
		合 計		
	更正の請求後	上場株式等の配当等		
		公募証券投資信託等の収益の分配に係る配当等		
		特定投資法人の投資口の配当等		
		合 計		
	差 引	上場株式等の配当等		
		公募証券投資信託等の収益の分配に係る配当等		
		特定投資法人の投資口の配当等		
		合 計		

を

支払月	特定配当等の種類	区 分	更正の請求前	更正の請求後	差 引
年 月分	51 上場株式等の配当等	支払金額	円	円	円
		税 額			
	52 投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配	支払金額			
		税 額			
	53 特定投資法人の投資口の配当等	支払金額			
		税 額			
	54 特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの	支払金額			
		税 額			
	55 特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金	支払金額			
		税 額			
	合 計	支払金額			
		税 額			

に改める。

別記第60号様式の2中 「所 在 地 特別徴収義務者名 を

代 表 者 氏 名

印

「届出者

所 在 地

名 称 及 び

代 表 者 氏 名

印 に、

法 人 番 号											

「

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19	20				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19	20				

を

「

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19					
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19					

に、

「

利子等の種類	
1 公社債利子	11 私募公社債等運用投資信託の収益の分配
2 銀行預金利子	12 社債的受益証券の収益の分配
3 銀行以外の金融機関の預貯金利子	13 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
4 勤務先預金等の利子	14 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
5 合同運用信託の収益の分配	15 定期積金の給付補てん金
6 公社債投資信託の収益の分配	16 掛金の給付補てん金
7 郵便貯金利子	17 抵当証券の利息
8 公募公社債等運用投資信託の収益の分配	18 貴金属等の売戻し条件付売買の利益
9 国外公社債等の利子等	19 外貨建預貯金等の為替差益
10 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	20 一時払養老保険，一時払損害保険等の差益

を

「

利子等の種類	
1 特定公社債以外の公社債の利子	11 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの
2 銀行預金利子	12 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
3 銀行以外の金融機関の預貯金利子	13 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
4 勤務先預金等の利子	14 定期積金の給付補てん金
5 合同運用信託の収益の分配	15 掛金の給付補てん金
6 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配	16 抵当証券の利息
7 郵便貯金利子	17 貴金属等の売戻し条件付売買の利益
8 国外一般公社債等の利子等	18 外貨建預貯金等の為替差益
9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	19 一時払養老保険，一時払損害保険等の差益
10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配	

に

改める。

別記第70号様式及び第70号様式の2を次のように改める。

第70号様式（第17条関係）

法人設立（設置）届		管理番号										
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受 付 印 </div> 年 月 日 鹿児島県 長 殿	ふりがな 法人名											
	代表者の氏名	印										
	法人番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>										
所在地	〒 _____ (TEL - -)											
設立年月日	年 月 日	事業年度 月 日から 月 日まで										
資本金の額又は出資金の額	円	事業種目										
資本金等の額	円											
県内の支店等	名称	所在地	設置年月日									
	(主たる支店)	〒 _____	年 月 日									
		〒 _____	年 月 日									
		〒 _____	年 月 日									
事務所を有する都道府県の数	<input type="checkbox"/> 本県のみ <input type="checkbox"/> 2都道府県 <input type="checkbox"/> 3都道府県以上 (本県を含む。) (本県を含む。)											
申告期限の有無 延長の有無	県民税	年 月 日から 年 月 日まで	の事業年度から 月									
	事業税	年 月 日から 年 月 日まで	の事業年度から 月									
<input type="checkbox"/> 連結親法人	<input type="checkbox"/> 連結子法人	連結親法人の最初 連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで									
連結子法人の場合	連結承認年月日	連結子法人適用 開始事業年度	年 月 日から 年 月 日まで									
	ふりがな 連結親法人名											
	連結親法人所在地	〒 _____ (TEL - -)										
	氏名	〒 _____ (TEL - -)										
書類の送付先が 本店と異なる場合の 送付先	名称											
	所在地	〒 _____ (TEL - -)										
個人営業を廃止し、 法人を設立した場合	個人営業者名		廃止した年月日									
	住所	〒 _____	年 月 日									

関与税理士署名押印

添付書類 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し
定款等の写し

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

個人番号又は法人番号（右詰で記載）			

住所又は所在地	電話番号 ()
氏名又は名称	

を

住所又は所在地	電話番号 ()
氏名又は名称	
代表者氏名 (法人の場合)	

に改める。

別記第92号様式中

特別徴収義務者	登録番号	第 号
	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
ゴルフ場	名 称	
	所 在 地	

を

特別徴収義務者	登録番号	第 号
	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	個人番号又は法人番号（右詰で記載）	
ゴルフ場	名 称	
	所 在 地	

に改める。

「特別徴収義務者

別記第110号様式中

住所又は所在地

を

氏名又は名称

印」

「申請者

住 所
(所在地)

氏 名
(名 称)

印 に改める。

個人番号又は法人番号（右詰で記載）			

別記第113号様式（その1）中

住所又は所在地

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	印
この申請を担当する者の氏名及び連絡先	
電話（ ）	

を

「

個人番号又は法人番号（右詰で記載）		
住所又は所在地		
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		印
この申請を担当する者の氏名及び連絡先		
電話（ ）		

」

に、「代表者名」を「代表

者氏名」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式（その2）中

「

住所又は所在地	
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	印
この申請を担当する者の氏名及び連絡先	
電話（ ）	

」

を

「

個人番号又は法人番号（右詰で記載）		
住所又は所在地		
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		印
この申請を担当する者の氏名及び連絡先		
電話（ ）		

」

に、「承諾書」を「承認書」

に、「あて先」を「宛先」に改める。

「申告者 住 所
 （所在地）
 別記第149号様式中 氏 名
 （名 称）」

を

印

「申告者
 住 所
 （所在地）
 氏 名
 （名 称）」

印 に改める。

個人番号又は法人番号（右詰で記載）		

（鹿児島県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正）

第2条 鹿児島県産業廃棄物税条例施行規則（平成17年鹿児島県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式，別記第5号様式，別記第8号様式，別記第11号様式及び別記第14号様式
中「（法人にあっては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）」を

「（法人にあっては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）」

個人番号又は法人番号（右詰で記載）									

に改める。

附 則

- 1 この規則は，平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の鹿児島県税条例施行規則又は第2条の規定による改正前の鹿児島県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は，当分の間，必要な調整をして使用することができる。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則をここに公布する。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第43号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年鹿児島県条例第55号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第4項の規則で定めるもの等）

第2条 条例第2条第4項の規則で定めるものは，私立学校法（昭和24年法律第270号）第4条第2号の私立専修学校又は私立各種学校を設置する者とする。

2 条例第2条第4項の規則で定める事務は，次のとおりとする。

- (1) 鹿児島県私立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要領（平成26年4月1日学法第46号総務部長通知）第4条の学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理に関する事務
- (2) 鹿児島県私立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要領第5条の収入状況の届出の受理に関する事務
- (3) 鹿児島県私立高等学校等奨学給付金支給要綱（平成26年9月1日制定）第5条の奨学給付金の支給の申請の受理に関する事務

（条例別表第1の規則で定める事務）

第3条 条例別表第1の1の項第1号の規則で定める事務は，次のとおりとする。

(1) 鹿児島県私立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要領第4条の学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 鹿児島県私立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要領第5条の収入状況の届出の受理，その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

2 条例別表第1の1の項第2号の規則で定める事務は，鹿児島県私立高等学校等奨学給付金支給要綱第5条の奨学給付金の支給の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

3 条例別表第1の1の項第3号の規則で定める事務は，生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）の趣旨に基づき同通知記1の生活に困窮する外国人に対して行う次に掲げる事務とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務

- (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務
 - (4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務
 - (5) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - (6) 生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務
 - (7) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務
- 4 条例別表第1の1の項第4号の規則で定める事務は，次のとおりとする。
- (1) 鹿児島県営住宅条例（平成4年鹿児島県条例第43号。以下この項及び次条において「県営住宅条例」という。）第8条第1項若しくは第9条第1項の入居の申込みの受理，その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
 - (2) 県営住宅条例第13条第1項又は第14条第1項若しくは第3項の知事の承認の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - (3) 県営住宅条例第16条の収入の申告の受理，その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務
 - (4) 県営住宅条例第17条（県営住宅条例第31条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭若しくは県営住宅条例第19条第2項の敷金の減免若しくは徴収の猶予の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - (5) 県営住宅条例第19条第1項の敷金の徴収に関する事務
 - (6) 県営住宅条例第32条第1項又は第41条第1項の明渡しの請求に関する事務
 - (7) 県営住宅条例第32条第3項の期限の延長の申出の受理，その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務
 - (8) 県営住宅条例第33条第1項の家賃の決定又は同条第2項の金銭の徴収に関する事務
 - (9) 県営住宅条例第35条の収入状況の報告の請求等に関する事務
- 5 条例別表第1の2の項第1号の規則で定める事務は，鹿児島県特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成27年11月17日鹿教義第486号教育長通知）第4条（同要綱第8条第2項において準用する場合を含む。）の特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書等（以下この項において「調書等」という。）の受理，調書等に係る事実についての審査又は調書等の提出に対する応答に関する事務とする。
- 6 条例別表第1の2の項第2号の規則で定める高等学校等奨学のための給付金支給事務は，鹿児島県国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱（平成26年7月11日鹿教高第122号教育長通知）第5条の奨学のための給付金の支給の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
- （条例別表第2の規則で定める事務及び情報）
- 第4条 条例別表第2の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし，同表の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- (1) 県営住宅条例第8条第1項若しくは第9条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 県営住宅条例第2条第2号の旧特定公共賃貸住宅の入居者又は同居者（以下この号において「県営住宅入居者等」という。）に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - イ 県営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 県営住宅入居者等に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施，同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更，同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報

- (2) 県営住宅条例第13条第1項又は第14条第1項若しくは第3項の知事の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 県営住宅条例第15条第1項若しくは第31条第1項若しくは第2項の家賃の決定又は県営住宅条例第16条第2項の収入の額の認定に関する事務 第1号（ウを除く。）に掲げる情報
- (4) 県営住宅条例第17条（県営住宅条例第31条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は県営住宅条例第19条第2項の敷金の減免若しくは徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 県営住宅条例第32条第1項の明渡しの請求に関する事務 第3号に掲げる情報
- (6) 県営住宅条例第32条第3項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報
- (7) 県営住宅条例第41条第1項の明渡しの請求に関する事務 第1号に掲げる情報
（条例別表第3の規則で定める事務及び情報）

第5条 条例別表第3の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし，同表の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 生活保護法第6条第1項の被保護者であった者又は同条第2項の要保護者（以下この号において「要保護者等」と総称する。）に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条の経費の支弁に関する情報
 - イ 要保護者等に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報
 - ウ 要保護者等に係る鹿児島県特別支援教育就学奨励費支給要綱第3条の就学のために必要な経費の支給に関する情報
- (2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

附 則

この規則は，平成28年1月1日から施行する。